

22 建築 第 31908 号
平成 22 年 10 月 26 日

各土木事務所長（高松土木除く）殿
小豆総合事務所長 殿

建築指導室長（公印省略）

昇降機の確認申請図書にかかる運用改善について

建築確認手続き等の運用改善については、平成22年3月29日に建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）の一部を改正する省令（平成22年国土交通省令第7号）及び関係告示が公布され、同年6月1日から施行されたところであるが、建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定による昇降機の確認申請図書に関して、別紙「昇降機の確認申請図書にかかる運用改善方針」を定めたので、支障のなきよう取り扱われたい。

なお、適用については、平成22年12月1日確認申請書提出分からとするが、適宜柔軟に対応すること。

別紙

昇降機の確認申請図書にかかる運用改善方針

平成22年10月26日

香川県土木部建築課建築指導室

1. 目的

この運用改善方針は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第34条第1項に規定する昇降機(ホームエレベータ・特殊な構造方法のものを除く。)について、法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請図書の簡素化等を行い、以って申請者の負担軽減及び審査の迅速化・効率化を図ることを目的とする。

2. 適用の範囲

汎用の昇降機で、型式適合認定又は型式部材等製造者認証を取得していないものを適用の対象とし、ホームエレベータ、段差解消機及びいす式階段昇降機その他の特殊な構造方法の昇降機等を除く。

3. 簡素化の内容

(1) 申請全般

確認申請に先立って事前協議を受けた場合、当該事前協議に使用した設計図書を確認申請書の正本の添付図書として使用することができる。その場合の取扱いは、別に定める建築物の確認申請の運用改善方針を準用する。

(2) 申請書

申請書第2面3.設計者欄の(代表となる設計者)及び(その他の設計者)欄は、申請に係る昇降機の設計に関与した者のみを記入する。なお、当該申請書は、法第87条の2の規定に基づき第6条第3項の規定が準用されないことから、一級建築士による設計の資格者要件や設備・構造設計一級建築士の関与の必要はない。

(3) 認定書等

大臣認定書及び認定条件の判る添付資料一式を書類又は電子データで建築指導室に既に提出されている場合については、それ以降の確認申請において添付を要する図書は認定書の鏡(第1面)のみで可とする。なお、新たに認定を取得したり、取り直した際には、建築指導室まで提出されたい。

(4) 仕様書

建築基準法施行規則第1条の3第4項表一に規定するエレベーターの仕様書のうち、「保守点検の内容」について、定形的に仕様書として冊子等にまとめており、その内容を書類又は電子データで建築指導室に既に提出されている場合は、それ以降の確認申請において添付を要する図書は、仕様書の表紙のみで可とする(ただし、正本のみ。副本には設置者に返却するため

の仕様書一式の添付が必要)。なお、当該内容に変更が生じた場合等は速やかに建築指導室まで報告されたい。

(5) 設計図面等

部品図(姿図)のうち、単に外形のみを表示した製作図等の添付は不要とする。ただし、法令及び告示等に基づく関係規定を明示している図面は従来どおり添付を要する。

(6) 建築確認申請との整合

昇降機を設置する建築物について建築確認申請を別途行っている場合は、当該建築計画との整合性(防火区画・避難規定・昇降路の状況等)を確認する必要があるため、建築確認申請書のうち、確認済証写し、配置図、各階平面図、断面図(断面切断位置として昇降路を切断しているもの)その他必要な図書及び書類等については、原則として当該昇降機の確認申請書への添付を要するものとする。

(7) 記名押印について

全ての設計図書には設計者の記名押印を要する。ただし、強度計算書については、表紙のみの記名押印で足りる(一連の計算書全てには不要)。

4. 施行上の注意

確認審査を行ううえで必要があると建築主事が判断する場合には、別途必要な図書を求めるものとする。

以上

「昇降機の確認申請図書にかかる運用改善方針」 施行上の補足

- 「2. 適用の範囲」については、一般的に施設等に設置される乗用、人荷用程度の汎用の昇降機を想定しており、ホームエレベーターや荷物用昇降機、段差解消機・いす式階段昇降機等の特殊な構造方法のものは除くこととした。
ホームエレベーター等は型式適合認定を取得しており、「エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの」は認定範囲内であるため本方針から除外した。また荷物用昇降機、段差解消機・いす式階段昇降機等の特殊な構造方法のものは、本運用改善の方針の趣旨・目的から外れるので除くこととした。
- 「3. 簡素化の内容(1)申請全般」について、事前協議を行う場合、事前協議審査時添付図面のみ確認申請用添付図面（正本用図面）として使用することができることとなった。（別紙参照）ただし、確認申請書（昇降機）（第八号様式）の第一面及び第二面は確認申請受理時に必要となる。
- 「3. 簡素化の内容(2)申請書」第2面2. 代理者について、設置者からの委任を受けて申請を行う場合の代理者資格の取扱いについては、従来のとおりであり変わるものではない。
- 「3. 簡素化の内容(3)認定書等、(4)仕様書」について、簡素化の適用を受けようとする場合、提出された認定書と確認申請書に添付された認定書の内容等に齟齬がある場合には、建築基準関係規定に適合しないと認めざるを得ない場合があるので、特に注意すること。保守点検の内容についても、変更等がある場合には速やかに報告することとし、内容の整合には常に注意すること。